

令和2年度スマート林業構築普及事業第2-1号委託仕様書（案）

長野県 林務部 信州の木活用課

1 適用

- (1) 令和2年度スマート林業構築普及事業第2-1号委託仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和2年度スマート林業構築普及事業第2-1号委託契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

2 業務の目的

本業務は、先進的な森林データ（高付加価値の見込める広葉樹を含む森林資源情報）を利用し、モデル的に広葉樹施業を実施することにより、これまで利用が進んでいない広葉樹の施業における事業収支等を検証することで、広葉樹の多い市町村においても森林管理を進めて広葉樹資源利用による山村活性化の促進を図ることを目的とする。

3 業務の完了期限

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) 業務完了期限は、令和3年3月19日までとする。

4 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。
 - ア 業務の概要
 - イ 実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務組織計画
 - オ 成果品の内容、部数
 - カ 連絡体制（緊急時対応含む）
 - キ 業務の実施方法
 - ク 安全管理方法
 - ケ その他

5 委託内容

(1) 広葉樹における皆伐施業

- 1) 対象となる林分の皆伐を実施する。
- 2) 状況を鑑み、効率的な作業（伐木・造材・集材）を実施する。
- 3) なお、林分の状況に応じて、作業路開設による車両系集材など経済的な作業方法を検討して実施すること。

(2) 施業実績報告

広葉樹施業に係る事項等について、下記の項目について集計するほか、委託者と打合せを行い、その指示に従いとりまとめを行うこと。

- ・伐木・造材・集材・運材の各工程における人工数について、日報管理表等から集計する。
- ・使用した機械の稼働日数について、設備管理台帳等から集計する。

6 生産された素材の取り扱いについて

- (1) 当該事業により生産された素材については、令和2年度末までに別途経済的に有利な者へ販売すること。
- (2) 販売によって得られた収益は、精算書等により森林所有者と精算すること。
なお、現場から販売先への運搬に係る費用については販売金額から充てるものとし、森林所有者である下諏訪町には販売収益から運材費を差し引いた全額を納付すること。
- (3) 素材の販売が完了した際は、販売に係る実績（樹種、材積、販売先、価格）を集計し、委託者と打合せを行い、その指示に従いとりまとめを行うこと。

7 貸与品等

- (1) 委託成果品
- (2) 2019年撮影ドローン画像データ（tiff形式/ジオタグ付き）1式
- (3) 樹種区分図（las形式）
- (4) 材積区分図（las形式）
- (5) 単木ポイントデータ（shp形式/各属性データデータ含む、一部のみ）
- (6) その他（市町村堺、空中写真、森林計画図等）

国土地理院地図、標高データは、国土地理院基盤図情報ダウンロードサービス等から入手し、必要に応じて複製利用申請当を行うこと。

8 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

9 土地への立入り等

受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及

び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。

10 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

11 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出してなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

12 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。

イ 天災その他の不可抗力による損害。

ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

13 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合

なお、「設計数量」に係る変更を行う場合、木材検知結果及び作業路実測結果等による。また、設計変更に伴い算出する請負額は、次の請負比率により算出します。

$(\text{請負変更額}) = (\text{変更設計額}) \times (\text{請負額}) / (\text{設計額})$ (万円未満切り捨て)

ただし、他の業務内容等と関連する変更及び3割を超える大幅な数量変更を伴う場合はこの限りではない。

- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

14 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- (2) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

15 委託業務完了報告書（成果品）について

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品作成に当たっては、発注者と受注者が協議するものとする。

(1) 成果品

1) 業務報告書（紙媒体） 1部

ア 作業報告書（打合せ記録簿含む）	1式
イ 現地作業写真（伐木・造材・集材毎に ha あたり 5枚程度）	1式
ウ 素材生産量検収表（販売予定先、販売予定区分毎）	1式
エ 日報管理集計表	1式
オ 設備管理台帳集計表	1式
カ その他、発注者が必要と認める資料	1式

2) 業務報告書（電子媒体：CD-R） 2部（正・副）

3) 業務資料一式

(2) 提出期限及び提出先

成果品は、令和3年3月19日までに、林務部信州の木活用課に提出するものとする。

(3) 中間報告

履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。

16 関係機関等への手続き等

- (1) 本事業に伴う関係機関への協議依頼等は委託者が行うこととする。
(2) 仕様書に定めのない事項（様式や内容等）については、委託者と受託者が協議して決定することとする。

17 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、長野県知事阿部守一のことをいう。
(2) 「受託者」とは、のことをいう。
(3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
(4) 「契約書」とは、長野県財務規則第140条により作成された業務委託契約書をいう。
(5) 「設計図書」とは、仕様書、設計書、図面をいう。
(6) 「指示」とは、委託者が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
(7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
(8) 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、業務に関する事

項について、書面をもって知らせることをいう。

- (9)「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10)「承諾」とは、受託者が委託者に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (12)「提出」とは、受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (14)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- (15)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために受託者と委託者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (16)「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。